

「偽装請負」どころの話ではない！！

業務委託先の管理者にJR本体の「社員管理」も分担！！

7月1日から東京と大阪で行っている新幹線の仕業検査業務の一部をSEKに委託して直営社員の人数が減らされているのは皆さんご存知の通りですが、8月からSEKの仕業検査に携わる社員がさらに何名か増員されるそうです。会社は否定していますが、その理由は「JRの検査担当が直接業務委託先の社員に作業指示を出すのは職業安定法44条違反」でいわゆる「偽装請負」にあたるからようです。

ところで、そんなことだけでビックリしてはいけません。会社は今年度から『命を守るルール』を導入して私たちの職場でも3月29日に「教育」を行いました。その場で「社員が命を守るルールに違反した行動をしているのを見かけた場合（業務委託先の）関連会社の管理者がJR社員に注意しイエローカード等を発する」と明言したのです。社員が「それは就業規則に定めた職制（47条・48条）に違反するのではないですか」と質問したところ後日管理者は「何ら問題はない」と答えているのです。

業務委託先のSEKにはJRの管理者が多く出向してJRと同じような「施策」や「社員管理」を行っています。JR社員とSEK社員の「人事交流」も多く行われています。着ている制服や労働条件がちがうものの「業務を委託している」と言えるのでしょうか？！